

1. 入会金,月会費などの水準について

42条施設は自由に料金設定が可能であることから、入会者から受け取る収入は通常のフィットネス事業と同様の入会システムを採用するのが一般的である。また本施設の特徴として、健診を入会者に入れるひつようがあるが、入会金や年会費に含ませる方法と健診単独で料金設定するケースがある。全国的にみた場合、この料金設定のごく一般的な水準は表1のようなものである。

〈表1〉

▼項目	▼金額
入会金	3,000円～30,000円
月会費 フルタイム	8,000円程度
曜日、時間、年齢などに制限のあるもの	3,000円～7,000円
肥満、糖尿病、腰痛などの教室料金	20回:8,000円～10回:27,000円
一回料金制の場合	年会費 3,000円程度
	一回利用料 400～500円
健康チェック料金(基本)	8,000円程度

2. 生活習慣病指導管理料について

42条施設の条件として、会計区分を診療事業部門と分けるよう指示されているように、本来は別事業ではあるが、高血圧症にしても糖尿病にしても治療～予防は連続した一本の活動に乗っている。この辺の事情をよくわきまえて運用するならば、指導管理料も42条施設の有効な運営手段となる。そして現在の利用スタイルで比較的効果的に動いている手法に『運動の実技指導まで含めて』指導管理料を適用するものがある。この点数は、高血圧、糖尿病、高脂血症を対象とする『まるめ』の点数であり、投薬などと同時に運動・栄養・生活指導の指示箋を交付することを役務としている。したがって運動の実技指導は含まれていない。しかし本管理料のねらっている比較的軽度の病状には薬剤に頼らない運動実技中心の指導が大変有効である。

このため、運動実技も含め例えば投薬と指示箋の交付ならびに月2～4回程度の実技指導(教室)をセットで実施するのが有効なスタイルといえる。また軽度の疾病であれば、投薬は不要となり、もっぱら生活指導と運動の実技指導が本点数のないようになるといえよう。これは糖尿病などの生活習慣病を比較的軽いレベルで回復維持させ、また健康保険を適用することから患者のコンプライアンスも高め、医療機関への信頼も増すことになる。